- 発注担当者は、施工においてBIM/CIM活用項目を設定する場合は、前工程で作成されたBIM/CIMモデル又は当該工事で作成するBIM/CIMモデルを適切に活用し、 当該工程だけでなく後工程(施工、維持管理、更新)で活用することも念頭に置き、 特記仕様書等においてリクワイヤメントとして明示する。
- 受注者は、技術的能力を活用しながら、技術基準を踏まえ、特記仕様書等に示されたリクワヤメントの実施及びBIM/CIMモデルの作成(※必要な場合)を行う。
- なお、国土交通省の一般土木工事、鋼橋上部工事において、『3次元モデル成果物作成要領(案)』に基づくBIM/CIMモデルがある場合は、設計図書の照査及び施工計画の検討に活用することとしている(早いものは令和4年度以降)が、工事完成図等のBIM/CIMモデルの作成を一律に求めている訳ではない。
- 令和5年度までの当面の間、施工段階におけるBIM/CIMモデルの作成については、発注者が各工事の特性に応じて示したリクワイヤメントに係るものに限られる。
- 3.5.2~3.5.7を参考にしつつ、発注担当者は実施するBIM/CIM活用項目を検討するとともに、受注者は自らの業務の効率化のためのBIM/CIM活用を図ること。